

審査基準

A-ε-1

令和元年9月24日作成

法令名	: 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則
根拠条項	: 第4条第2項
処分の概要	: 探偵業届出証明書の再交付
原権者(委任先)	: 愛知県公安委員会
法令の定め	: 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項 (探偵業届出証明書の交付)
審査基準	:
標準処理期間	: 即日
申請先	: 営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問い合わせ先	: 警察本部生活安全総務課警備業係 (052-951-1611 内線3283)
備考	: